# [事案 2019-264] 就業不能給付金支払等請求

· 令和2年6月9日 裁定終了

# <事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消しおよび就業不能給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

耳下腺がんと診断され、平成31年1月から同年3月までの間4回にわたり入院して、化学・放射線治療を受けたため、平成30年9月に契約した団体信用生命保険にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除された。しかし、以下等の理由により、解除を取消して就業不能給付金を支払い(請求1)、保険契約解除後に引き上げられた住宅ローン利息利率と当初の住宅ローン利息利率との差額を補填してほしい(請求2)。

#### (1)請求1について

- ①告知事項(「告知日より過去3カ月以内に、医師の診察・検査(検査結果が「異常なし」の場合を除きます)・治療・投薬・指示(要経過観察を含みます)・指導(健康診断の結果、産業医等による療養の指示・各種指導などを含みます)を受けたことがありますか。」)については、主治医は、「異常なし(の可能性が極めて高い)」と認識しており、「検査結果が「異常なし」の場合」に該当し、告知事項には該当しない。
- ②平成30年7月、MRI 検査の結果を受けて、主治医から確定診断を受けることはできなかった。この段階では、「診察」はあったものの、「検査結果」は、特定の疾病に罹患しているというものではなかった。よって、告知事項(「告知日より過去3年以内に、下記の病気やそのうたがいで、手術を受けたこと、または2週間以上にわたって、医師の診察・検査(検査結果が「異常なし」の場合を除きます)・治療・投薬・指示(要経過観察を含みます)・指導(産業医等による療養の指示・各種指導などを含みます)を受けたことがありますか。」)に該当しない。
- ③自分には、悪意および重過失がない。
- ④保険会社において解除原因の存在について疑念を抱いた時点から、少なくとも 5 か月が 経過してからの解除権の行使は、保険法第 55 条第 4 項の趣旨に反し、権利の濫用である と言わざるを得ない。
- ⑤以上から、保険契約の解除が取り消されることにより、就業不能給付金が支払われるのは 当然である。

# (2)請求2について

- ①保険会社が本契約の解除を通知したことを原因として、住宅ローンの返済額は1か月あたり1万円以上上昇し、申立人の経済生活に大きな影響を与えている。
- ②住宅ローン契約と本契約とがセットになっていることから、保険会社の解除と保険契約者の利息利率の引上げとの間には、相当因果関係があることは明らかである。
- ③上記の損害は、保険会社の故意または過失による契約解除を原因として発生している。

# <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)請求1について

- ①申立人は、平成30年6月、地元のクリニックで「右耳介後部皮下腫瘍」と診断を受け、同年7月、精査のため受診した病院で、MRI検査の結果、「右耳下腺腫瘍」と診断された。 その後も2回、「右耳下腺腫瘍」により、病院を受診しており、これらの事実は、告知事項に該当する。
- ②申立人は、告知事項に該当すると知っていたと考えられ、仮に該当しないと誤信していたとしても、申立人には重過失が認められる。
- ③当社は、解除の原因を知った時(調査会社から報告書を受領した時)から1か月以内に本契約を解除している。また、就業不能給付金の請求書類を受領した2日後には、調査会社に調査を依頼しているので、申立人の主張は当たらない。

# (2)請求2について

当社による契約の解除には理由があり、「故意または過失による契約解除」とはいえない。したがって、申立人の請求は前提を欠き理由がない。

# <裁定の概要>

# 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を確認する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

### 2. 裁定結果

上記手続の結果、いずれの請求に関しても、申立人の請求は認められず、その他保険会社に 指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断し て、手続を終了した。